

平成27年第1回（2月）

県央地域広域市町村圏組合議会定例会

# 会 議 録

県央地域広域市町村圏組合

平成27年第1回（2月）県央地域広域市町村圏組合議会定例会

1 場 所 諫早市役所大会議室 諫早市東小路町7番1号

2 会 期 平成27年2月18日（1日）

3 会期日程表

月	日	曜	種 別	内 容
2	18	月	定 例 会	開会、会期決定、会議録署名議員の指名、報告、議案上程、説明、審議、討論、採決、一般質問、閉会

4 付議事件表

議 案 番 号	審議方法	事 件 名	議決月日	結 果
		会期決定の件	2月18日	2月18日の1日と決定
		会議録署名議員の指名について	2月18日	林田直記君 林田保君 指 名
報 告 第 1 号	本会議	専決処分の報告について（工事請負契約の変更について：諫早消防署新庁舎建築主体工事）	2月18日	報 告 受 理
報 告 第 2 号	本会議	専決処分の報告について（工事請負契約の変更について：諫早消防署新庁舎電気設備工事）	2月18日	報 告 受 理
報 告 第 3 号	本会議	専決処分の報告について（工事請負契約の変更について：諫早消防署新庁舎機械設備工事）	2月18日	報 告 受 理
報 告 第 4 号	本会議	専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて：公用車の交通事故に係るもの（福田町））	2月18日	報 告 受 理
議 案 第 1 号	本会議	長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について	2月18日	原 案 可 決
議 案 第 2 号	本会議	県央地域広域市町村圏組合消防本部及び消防署設置条例の一部を改正する条例	2月18日	原 案 可 決

議案第3号	本会議	県央地域広域市町村圏組合行政財産使用料条例	2月18日	原案可決
議案第4号	本会議	平成26年度県央地域広域市町村圏組合一般会計補正予算(第2号)	2月18日	原案可決
議案第5号	本会議	平成27年度県央地域広域市町村圏組合一般会計予算	2月18日	原案可決

5 一般質問発言順序及び発言要旨

月日	質問者	質問要旨	ページ
2月18日	島田和憲 議員	<p>救急体制の充実・強化について</p> <p>(1) 救急需要への対応強化について</p> <p>ア 救急隊の適正配置等の検討について 各救急隊の管内状況、出場状況等を検証し、更なる救急需要対策の強化のため適正な救急隊の配置及び増隊の考え方について</p> <p>イ 医療機関との連携強化について 救急搬送において、医療機関による傷病者受入れ拒否問題、が全国各地で発生し社会問題化した。救急出動から医療機関到着までの短縮するための対応について</p> <p>ウ 救急車適正利用の啓発について 軽症者からの要請に対する対応、脳卒中や心筋梗塞などの早急な治療を必要とする事案等についての対応と広報について</p>	27

○ 出席議員（13名）

1番 島田和憲君  
2番 林田直記君  
3番 林田保君  
4番 相浦喜代子君  
5番 吉田修治君  
6番 松尾義光君  
7番 松本正則君  
8番 大崎敏明君  
9番 村崎浩史君  
10番 三浦正司君  
12番 松尾文昭君  
13番 大久保正美君  
15番 村川喜信君

○ 欠席議員（2名）

11番 朝長英美君  
14番 田中秀和君

○ 説明のため出席したもの

管理者	宮本明雄君	副管理者	松本崇君
副管理者	金澤秀三郎君	監査委員	佐藤忠道君
事務局長	北村雅史君	消防長	中島秀義君
本部次長兼早署長	西原直之君	総務課長	野田一男君
消防総務課長	川原敦君	事業課長	川上謙次郎君

○ 議会関係出席者

書記長 野田一男君  
書記 馬渡公二君

午後3時30分開会

○議長（村川喜信君）

ただいまから、平成27年第1回 県央地域広域市町村圏組合議会定例会を開会いたします。

議事日程につきましては、お手元に配付しております日程表により取り計らいたいと思いますので、御了承ください。

今期定例会に説明員の出席を求めましたので、御報告いたします。

それでは、議事に入ります。

日程第1、「会期決定の件」を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日一日といたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（村川喜信君）

御異議ありませんので、会期は本日一日と決定いたしました。

次に、日程第2、「会議録署名議員の指名について」を議題といたします。

今期定例会の会議録署名議員に、

2番 林田直記 議員

3番 林田 保 議員

以上二名を指名いたします。

次に、総括的に管理者の説明を求めます。

○管理者（宮本明雄君）

本日ここに、平成27年第1回組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には御健勝にて御出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

日頃より、組合運営に御理解と御協力をいただき、この場をお借りいたしまして感謝を申し上げます。

本組合におきましては、常備消防及び救急業務、不燃物の処理業務を適正に遂行し、圏域住民の皆様の、安全安心、環境衛生の向上に努めております。

特に、常備消防及び救急業務への住民の期待は大きく、これからも、業務の高度化、専門化に的確に対応し、住民の期待と信頼に応え得る消防サービスを提供してまいりたいと思っております。

一昨年12月の臨時議会におきまして、工事請負契約の締結につきまして御議決をいただきました、諫早消防署新庁舎建設事業、消防救急無線デジタル化整備事業及び今年度に着手をいたしました高機能消防指令システム整備事業につきましては、工事関係者の御尽力もありまして、工期内の完成の運びとなっております。

諫早消防署新庁舎整備事業につきましては、今年26日に建物の引き渡しを受けることとなっております。

3月10日には、消防救急無線のアナログからデジタルへの切り替え及び指令システムの稼働を行いまして、4月1日からの供用開始に向けた、仮運用を開始したいと考えております。

落成式につきましては、4月2日に行う予定で事務を進めておりますので、その折にはどうぞよろしくお願い申し上げます。

なお、新庁舎建設工事に伴います請負契約の変更につきまして専決処分を行いましたので、今議会におきまして御報告をさせていただきます。

また、独立行政法人国立病院機構、長崎医療センター内の人材育成センターに併設整備を行ってまいりました、(仮称)大村消防署南分署につきましても、今月末の完成の運びとなっております、施設の名称を大村消防署久原分署とし、3月30日に開署式を行い、4月1日からの分署の運用を開始したいと考えております。

次に、本組合消防本部が取りまとめました、平成26年の火災・救急の概況によりますと、火災件数につきましては、平成25年より25件少ない、79件となっております。

最も多いのが建物火災で48件、野焼きや火入れなどその他火災が24件、車両火災が5件となっております。

住宅用火災警報器の未設置家庭への更なる周知等、圏域住民への火災予防指導を徹底し、安全安心を守るため、迅速な対応に努めてまいります。

救急出動件数につきましては、平成25年より5件少ない9,777件となっております。

前年より増加をしておりますのが諫早市で、前年比2.4%、平成25年の4,970件より1,177件の増で5,087件となっております。

大村市、雲仙市につきましては、大村市が32件、雲仙市が91件の減少となっております。

搬送人員でございますけれども9,383人で、平成25年の9,396人に比べまして13人の減となります。その中でも高齢者が全体の約58%を占めているという状況でございます。

年々、高齢化率が高くなっておりまして、今後もますます高齢者の割合が高くなっていくものと思っております。

また、緊急性が高くない軽症者の利用も例年と変わらず、約32%を占める状況となっております。

緊急時における、救急車の出動に支障を来たすことがないように、救急車の正しい利用につきましても、広報活動等を通じまして、圏域住民の皆様への周知を図りたいと考えております。

不燃物の処理業務につきましては、諫早市、雲仙市の協力のもと、搬入された不燃性廃棄物の適正処理とリサイクル率の向上に努め、順調に処理業務を行っております。

今後も、両市との連携に努め、適正処理とリサイクル率の更なる向上を目標に事業の推進を図ってまいりたいと思っております。

なお、提出しております各議案等につきましては、事務局長より説明を致させますので、御了承を賜りたいと存じます。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げまして、私からの総括説明を終わらせていただきます。

#### ○議長（村川喜信君）

次に、日程第3、報告第1号「専決処分の報告について（工事請負契約の変更について：諫早消防署新庁舎建築主体工事）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

#### ○事務局長（北村雅史君）

それでは、報告第1号「専決処分の報告について（工事請負契約の変更について：諫早消防署新庁舎建築主体工事）」につきまして、御説明いたします。

平成25年第6回本組合議会臨時会、平成25年12月26日でございますが、これにおきまして議会の議決を得て契約を締結いたしました諫早消防署新庁舎建築主体工事に係る工事請負契約につきまして、管理者の専決処分にする軽易な事項の指定について第2号の規定に基づき、工事請負契約の変更契約を締結することについて、平成26年12月16日に専決処分いたしましたので御報告いたします。

変更契約の内容といたしましては、請負金額12億4,632万円を1,349万6,760円増額し、12億5,981万6,760円とするものでございます。変更の主な理由といたしましては、専決処分書の変更理由に記載のとおりでございます。

具体的には、当該建設用地は軟弱地盤との想定から、敷地造成の際に約90cmの沈

下を想定して埋め立てを行っていたところでございます。実際には約60cmの沈下で収まったことから30cm程度の厚さで表土を剥ぎ取り、持ち出し処分しなければならなくなりました。また、基礎工事中に転石に当たり、転石対応の工法に変更せざるを得なくなったものでございます。

報告第1号資料1/2は、契約変更請書の写しでございます。資料2/2は、現場図面でございますが、中央付近の丸印は、転石対策工事が発生した場所でございます。残土処分につきましては、赤で色付けをしておりますように敷地全体を約30cm厚で鋤取るもので、資料の右側に示しておりますように、残土処分量は約4,200m<sup>3</sup>でございます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。よろしく御了承いただきますよう、お願い申し上げます。

#### ○議長（村川喜信君）

これより報告第1号に対する質疑に入ります。

#### ○松本正則君

90cmの沈下の想定が30cm沈まなかったということですが、専門的見地から、今後これ以上の影響力がどうあるのかという点において、どのように検証されたのかというのが第一点と、盛った土の中に転石があったものなのかどうかについてお尋ねします。

#### ○事務局長（北村雅史君）

まず、一点目の今後の沈下ですが、当初の地盤調査の結果から90cmの沈下を見込んだものでございます。

しかしながら、実際工事に着手する段階までに1年強ございまして、既に60cm落ちておりましたが、その後の沈下は全く無かったということで、現場関係者の話といたしましても、今後の沈下はまず見込めないだろうと、又、基礎工事をする際に地盤を掘削をいたしました。通常でありますと水が滲み出てくるような地盤であろうかと思いますが、今回の現場では全く湿ることもありませんでしたので、おそらく今後沈下を考えると無いはないかという話でございます。

又、転石でございますが、盛ったその下にも若干軟弱な部分がございますので、その領域まで掘削工事が入っております。盛土分ではなく、元々の地盤のところに転石があったものと聞いております。

○議長（村川喜信君）

ほかにありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（村川喜信君）

なければ、これをもって報告第1号に対する質疑を終結いたします。

次に、日程第4、報告第2号「専決処分の報告について（工事請負契約の変更について：諫早消防署新庁舎電気設備工事）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○事務局長（北村雅史君）

報告第2号「専決処分の報告について（工事請負契約の変更について：諫早消防署新庁舎電気設備工事）」について御説明申し上げます。

当該工事請負契約につきましても、報告第1号と同様に、平成25年第6回本組合議会臨時会におきまして議会の議決を得て締結いたしましたものでございます。本件は、当該工事請負契約につきまして、管理者の専決処分にする軽易な事項の指定について第2号の規定に基づき、工事請負契約の変更契約を締結することについて、平成26年12月16日に専決処分いたしましたので御報告するものでございます。

変更契約の内容といたしましては、請負金額2億6,913万6千円を745万9,560円増額し、2億7,659万5,560円とするものでございます。変更の主な理由といたしましては、専決処分書の変更理由に記載のとおりでございます。

報告第2号資料1/3は、契約変更請書の写しでございます。資料2/3は、新庁舎の5階部分に設置しております電気室の位置と、今回変更いたしました変圧器の配置状況を示すものでございます。資料3/3は、照明設備をLEDに変更した場所とその数74台を示すものでございます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。よろしく御了承いただきますよう、お願い申し上げます。

○議長（村川喜信君）

これより報告第2号に対する質疑に入ります。

（「なし」と言う者あり）

○議長（村川喜信君）

なければこれをもって報告第2号に対する質疑を終結いたします。

次に、日程第5、報告第3号「専決処分の報告について（工事請負契約の変更について：諫早消防署新庁舎機械設備工事）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○事務局長（北村雅史君）

報告第3号「専決処分の報告について（工事請負契約の変更について：諫早消防署新庁舎機械設備工事）」について、御説明申し上げます。

当該工事請負契約につきましても、報告第1号及び報告第2号と同様に、平成25年第6回本組合議会臨時会におきまして議会の議決を得て締結いたしましたものでございます。本件は、当該工事請負契約につきまして、管理者の専決処分にする簡易な事項の指定について第2号の規定に基づき、工事請負契約の変更契約を締結することについて、平成26年12月16日に専決処分いたしましたので御報告するものでございます。

変更契約の内容といたしましては、請負金額2億1,367万8千円を574万5,600円増額し、2億1,942万3,600円とするものでございます。変更の主な理由といたしましては、専決処分書の変更理由にも記載しておりますとおりでございます。指令システムの整備は、26年度当初予算での対応となっております。25年度に契約を行った当該工事の発注段階では、指令システムの仕様が確定していなかったため、熱量計算等が行えず、事後対応をせざるを得ないとしていたことによるものでございます。

報告第3号資料1/2は、契約変更請書の写しでございます。資料2/2は、新庁舎の3階の通信指令室及び機械室の配置図と、追加設置をいたしました空調機の設置位置を示すものでございます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。よろしく御了承いただきますようお願い申し上げます。

○議長（村川喜信君）

これより報告第3号に対する質疑に入ります。

（「なし」と言う者あり）

**○議長（村川喜信君）**

なければこれをもって報告第3号に対する質疑を終結いたします。

次に、日程第6、報告第4号「専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて：公用車の交通事故に係るもの（福田町））」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

**○事務局長（北村雅史君）**

報告第4号「専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて：公用車の交通事故に係るもの（福田町））」について、御説明申し上げます。

本件は、「管理者の専決処分にする軽易な事項の指定について」第3号の規定に基づき、損害賠償の額を定めることにつきまして、別紙のとおり専決処分いたしましたので、地方自治法第180条第2項の規定により御報告するものでございます。

次のページの別紙専決処分書を御覧ください。

専決処分の内容でございますが、記載のとおり、平成26年12月1日（月）午後1時55分頃でございますが、諫早市福田町24-5イズミファニチャー前の交差点において、事務局の事務連絡車両が現場調査に向かおうとして信号停止しておりましたが、脇の駐車場から出てこようとしていた車両を見つけまして、列に入れようと後退をいたしましたところ、後方に停車車両がいることに気が付かないまま、後退しまして当該車両の前方バンパーと組合車両の後方バンパーが接触し、損傷を与えたものでございます。これによる損害を賠償しようとするもので、賠償額は、21万7,004円でございます。

なお、今回の事故に伴う人的被害はございませんでした。

公用車の運転につきましては、日頃から安全運転の励行を指導しているところでございますが、今後さらに注意を徹底してまいりたいと考えております。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。よろしく御了承いただきますようお願い申し上げます。

**○議長（村川喜信君）**

これより報告第4号に対する質疑に入ります。

**○相浦喜代子君**

諫早市ではどのような管理、指導をしているのか問題になってきます。今回のような事故が起こった後、どのように署員の皆さんに情報を流し注意喚起を行っているのかお

尋ねします。

**○事務局長（北村雅史君）**

今回のケースの場合お手元の資料にありますように、元々狭い所でございまして、運転されていた方が高齢の方でかなり手間取っている状況でございました。反対車線を塞いでいる形での事故でございましたが、まずは口頭での指導を行う部分、交通安全講習会等の参加をさせていく部分、そういった現状でございしますが、それ以外にも訓練等をする機会があればしていきたいと思っております。消防車両につきましては、特に大型車両ということもございまして別の専門教育をさせる場を設けております。必要であれば消防長より詳細を報告させていただきたいと思っております。

**○消防長（中島秀義君）**

普段から所属署長を通じて指導しておりますが、来年度は実際教習所をお借りして、教習所の専門の先生方をお願いをして、職員の運転状況を見ていただき、教えていただく所が無いかどうか、原点に戻ってみようという試みを考えております。

**○議長（村川喜信君）**

ほかに質疑の方。

（「なし」と言う者あり）

**○議長（村川喜信君）**

なければこれをもって報告第4号に対する質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております報告第1号から報告第4号までは、以上の報告をもって御了承願います。

次に、日程第7、議案第1号「長崎縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

**○事務局長（北村雅史君）**

議案第1号「長崎縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について」について、御説明いたします。

本案は、提案理由にも記載しておりますように、平成27年3月31日をもって長崎県南部広域水道企業団が解散することにより、長崎縣市町村総合事務組合を組織する団

体の数が減少することに伴う規約の変更を、地方自治法第286条第1項及び同第290条の規定に基づきまして議会の議決を求めるものでございます。

併せて、組合議会の議決すべき事件のうち、組合市町村の一部に係るものについては、当該市町村から選出されている議員の出席者の過半数の賛成を含む出席議員の過半数でこれを決することとするため、特別議決に関する規程を新たに設けるための規約変更につきましても同様に議会の議決を求めるものでございます。

この背景といたしましては、当該総合事務組合は、複合的一部事務組合として平成8年に設立されましたが、平成16年以降の市町村合併等に伴い、1又は2業務といった一部事業のみを共同処理する団体が新たに加入し、組合構成が大きく変わってきております。このような状況の中で、一部事業のみの団体からの総合事務組合議員が選出されたことから、特別決議の規定が必要とされているということによるものでございます。

なお、他県におきましては、合併を機に規約改正を行い、特別議決の規定を既に設けられているところでございます。

以上で、議案第1号「長崎縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について」についての説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議賜り、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

**○議長（村川喜信君）**

これより議案第1号に対する質疑に入ります。

（「なし」と言う者あり）

**○議長（村川喜信君）**

なければこれをもって質疑を終結し、討論に入ります。

（「なし」と言う者あり）

**○議長（村川喜信君）**

なければこれをもって討論を終結し、採決いたします。

議案第1号「長崎縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について」は、原案どおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

**○議長（村川喜信君）**

御異議ありませんので、議案第1号は、原案どおり可決されました。

次に、日程第8、議案第2号「県央地域広域市町村圏組合消防本部及び消防署設置条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

**○事務局長（北村雅史君）**

議案第2号「県央地域広域市町村圏組合消防本部及び消防署設置条例の一部を改正する条例」について、御説明いたします。

この条例の改正は、提案理由にも記載しておりますとおり、現在、建設を行っております諫早消防署新庁舎が完成することに伴い、消防本部及び諫早消防署を移転することとなることから、それらの位置を変更するために、県央地域広域市町村圏組合消防本部及び消防署設置条例の一部を改正しようとするものでございます。

改正内容は、次項の新旧対照表にお示ししております。具体的には、消防本部及び諫早消防署の位置を、現在の諫早市城見町24番18号及び城見町24番21号から諫早市鷺崎町221番地1に変更しようとするものでございます。

なお、この条例は、平成27年4月1日から施行しようとするものでございます。

以上で議案第2号「県央地域広域市町村圏組合消防本部及び消防署設置条例の一部を改正する条例」についての説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議賜り、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

**○議長（村川喜信君）**

これより議案第2号に対する質疑に入ります。

（「なし」と言う者あり）

**○議長（村川喜信君）**

なければこれをもって質疑を終結し、討論に入ります。

（「なし」と言う者あり）

**○議長（村川喜信君）**

なければこれをもって討論を終結し、採決いたします。

議案第2号「県央地域広域市町村圏組合消防本部及び消防署設置条例の一部を改正する条例」は、原案どおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

## ○議長（村川喜信君）

御異議ありませんので、議案第2号は、原案どおり可決されました。

次に、日程第9、議案第3号「県央地域広域市町村圏組合行政財産使用料条例」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

## ○事務局長（北村雅史君）

議案第3号「県央地域広域市町村圏組合行政財産使用料条例」について、御説明いたします。

この条例は、地方自治法第238条の4第7項の規定に基づいて、組合が所有する行政財産について使用を許可した場合において、使用を許可された者から同法第225条の規定に基づいて使用料を徴収するため、この条例を制定しようとするものでございます。

それでは、条例の概要につきまして御説明いたします。第2条は、使用料の基準となる評価額を、第3条は、著しく利用条件が悪い場合における評価額の減額について、それぞれ規定しております。

第4条は、使用料について規定し、第5条から第8条までは、使用料の算定基準について使用対象区分ごとに規定しております。

第9条は、使用料に加算して徴収できる経費について規定しております。

第10条は、使用料の納付について、第11条は、使用料の減免について、第12条は、使用料の還付について、それぞれ規定しております。

第13条は、委任事項について規定しております。

なお、この条例は、平成27年4月1日から施行しようとするものでございます。

また、本条例制定の背景といたしましては、この度整備を行っております諫早市鷺崎町の諫早消防署新庁舎の建設用地内に電力会社の電柱があり、これに対する使用許可後における使用料徴収の根拠を明確にする必要が生じたことによるものでございます。この電柱に対する使用料は本条例の第7条の規定により「諫早市道路占用条例の規定を準用する」としてありますことから、参考資料といたしまして「諫早市道路占用条例」の別表を本日追加配付させていただいております。

以上で、議案第3号「県央地域広域市町村圏組合行政財産使用料条例の一部を改正する条例」についての説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議賜り、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長（村川喜信君）

これより議案第3号に対する質疑に入ります。  
（「なし」と言う者あり）

○議長（村川喜信君）

なければこれをもって質疑を終結し、討論に入ります。  
（「なし」と言う者あり）

○議長（村川喜信君）

なければこれをもって討論を終結し、採決いたします。  
議案第3号「県央地域広域市町村圏組合行政財産使用料条例」は、原案どおり可決することに御異議ありませんか。  
（「異議なし」と言う者あり）

○議長（村川喜信君）

御異議ありませんので、議案第3号は、原案どおり可決されました。  
次に、日程第10、議案第4号「平成26年度県央地域広域市町村圏組合一般会計補正予算（第2号）」を議題といたします。  
提案理由の説明を求めます。

○事務局長（北村雅史君）

議案第4号「平成26年度県央地域広域市町村圏組合一般会計補正予算（第2号）」について、御説明いたします。  
補正予算書の1ページを御覧ください。  
今回の補正は、第1条のとおり、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ7,198万6千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ54億1,302万1千円とするものでございます。  
第2条の地方債の補正につきましては、4ページの「第2表 地方債補正」を御覧ください。  
補正前の限度額23億7,370万円から9,140万円を減額して、22億8,230万円とするもので、これは消防車・救急車の車両更新と諫早消防署新庁舎建設事業、消防救急無線デジタル化整備事業、高機能消防指令システム整備事業に伴う事業費の確定によるものでございます。

それでは、補正予算の内容につきまして、御説明いたします。

まず、歳出から説明させていただきます。予算書は12ページからとなっております。説明は、議案第4号資料により行わせていただきますので、資料の1ページをお開き頂き、表の左側の歳出の欄を御覧ください。

3款 衛生費は、2,000万円の増でございます。

内訳といたしましては、繰越金2,000万円を施設整備基金として積立を行うものでございます。

次に、資料の2ページを御覧ください。

4款 消防費は、7,880万6千円の減でございます。

内訳でございますが、消防運営費につきましては、1名の定年前退職に伴う退職手当1,933万8千円の増、繰越金5,000万円の消防施設整備基金への積立となっており、合計6,933万8千円の増額を行うものでございます。

消防施設費につきましては、大村署の梯子付消防自動車及び諫早署の高規格救急自動車の入札によります額の確定に伴う221万円の減額を行うものでございます。

消防建設事業費につきましては、諫早消防署新庁舎建設事業、消防救急無線デジタル化整備工事、高機能消防指令システム整備事業の事業費の確定に伴う1億4,593万4千円の減額を行うものでございます。

次に、資料の3ページを御覧ください。

5款 公債費は、1,318万円の減でございます。

内訳といたしましては、25年度借入起債償還利率の確定によります1,318万円の減となっております。

続きまして、歳入につきまして御説明いたします。資料の3ページの下の表を御覧ください。

歳入は、先ほど御説明いたしました歳出の確定に伴って財源構成等について補正を行うとするもので、総額7,198万6千円の減額となっております。

内訳といたしましては、負担金で1,680万円の減、基金繰入金で3,318万8千円の減、繰越金で6,917万7千円の増、諸収入で22万5千円の増、組合債で9,140万円の減となっております。

今回の2号補正につきましては、事業費の確定及び利子の確定と、それらに伴う財源の組み換えと基金への積立てが主な内容でございます。

また、4ページには起債の償還表、5ページには消防費経常費の確定額による負担金算出表、6ページには基金の一覧表を掲載しております。

以上、簡単ではございますが議案第4号についての説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議賜り、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

**○議長（村川喜信君）**

これより議案第4号に対する質疑に入りますが、質疑は、歳入と歳出を区分し、歳出全般から質疑に入ります。

質問につきましては、同一議員につきそれぞれ三回までとなっておりますので、御了承を願います。質疑の際はページ数をお示し願います。

まず、歳出全般について、ページは、12ページから14ページまでであります。

（「なし」と言う者あり）

**○議長（村川喜信君）**

なければ次に、歳入全般に対する質疑に入ります。

ページは、7ページから11ページであります。

（「なし」と言う者あり）

**○議長（村川喜信君）**

なければ次に、第2条「地方債の補正」、第3条「組合経費の負担の補正」に対する質疑に入ります。

ページは、4ページ、5ページであります。

（「なし」と言う者あり）

**○議長（村川喜信君）**

なければこれをもって質疑を終結し、討論に入ります。

（「なし」と言う者あり）

**○議長（村川喜信君）**

なければこれをもって討論を終結し、採決いたします。

議案第4号「平成26年度県央地域広域市町村圏組合一般会計補正予算（第2号）」は、原案どおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

**○議長（村川喜信君）**

御異議ありませんので、議案第4号は、原案どおり可決されました。

次に、日程第11、議案第5号「平成27年度県央地域広域市町村圏組合一般会計予算」についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

### ○事務局長（北村雅史君）

議案第5号「平成27年度県央地域広域市町村圏組合一般会計予算」について御説明申し上げます。

予算書の1ページをお開き下さい。

第1条は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30億7,678万円と定めるものでございます。

第2条地方債につきましては、予算書4ページの第2表「地方債」を合わせて御覧ください。27年度は、久原分署の新設に伴う高規格救急自動車と消防ポンプ自動車の配備と、多良見分署の高規格救急自動車、高来分署の消防ポンプ自動車、諫早署の救助工作車の更新に伴う消防防災施設整備事業債としての借り入れで、限度額を1億6,340万円とするものでございます。

第3条の一時借入金、借り入れ限度額を1億円と定めるものでございます。

第4条の歳入歳出予算の流用につきましては、同一款内における各項の負担の流用について定めたものでございます。

第5条の組合経費の負担につきましては、組合同規約第10条第1項の規約により5ページの第3表負担基準表に基づいて業務区分ごとに算出し、6～7ページの第4表市別負担額表のとおりとするものでございます。

26年度から負担金見直し協議に基づく新たな負担基準により負担をお願いいたしておりますが、27年度は経過措置の2年目として、職員配置割80%、人口割20%としているところでございます。なお、平成28年度からは原則どおり職員配置割85%、人口割15%とするものとなっております。

それでは、予算の内容については、本組合の業務内容と合わせて、別添の議案第5号資料に基づいて御説明させていただきます。

議案第5号、資料2の1ページをお開きください。

まず、総務課関係分から御説明いたします。

1款1項1目 議会費は、組合議会の運営に関する経費、2款1項1目 一般管理費は、県央組合事務局の運営事務費、2款2項1目 監査委員費は、監査の運営事務費でございます。

総務課関係の予算については、このほかに、後程、御説明いたします予備費で構成さ

れております。

次に事業課関係予算について、御説明いたします。

2ページ、3ページをお開き下さい。

3款1項1目 塵芥処理費は、不燃物処理事業に関する経費でございます。この事務は、不燃物再生センター管理運営事務、カレット処理事業委託事務等、8つの事務事業で構成されており、不燃物の適正で円滑な処理を行っているところでございます。

それぞれの具体的な業務については、記載のとおりでございます。

27年度においては、計画的な設備改修の一環として、3ページの中程に記載しておりますように、供給コンベアの間接フレームの取替えを予定しております。当該部分の写真は、議案第5号 資料3の3ページに掲載しております。

また、不燃物が、どのように処分をされ、リサイクルが図られているのかということにつきましては、同じく資料3の1～2ページにフローチャートを掲載しております。

資料2に戻っていただきまして、4ページを御覧ください。

消防関係の経費について、御説明いたします。

4款1項1目 消防運営費は、消防本部及び3消防署の管理事務、その他救急・通信指令等の消防全体の運営事務に関する経費でございます。

まず、消防本部管理事務は、242名の職員の人件費が主なもので、その他管理事務経費となっております。

次に、5～7ページの諫早署管理事務から小浜署管理事務につきましては、管内の3消防署と、その配下のそれぞれの分署等の管理に関する経費となっております。各署の概要と主な経費の内訳は、それぞれ記載のとおりでございます。なお、大村署管理事務には、27年度からは久原分署の新設に伴う経費を計上いたしております。

次に8ページを御覧ください。

職員育成事務は、幹部職員の育成、新人職員の育成研修等に係る経費となっております。

9ページの予防運営事務は、火災予防啓発等に関する各種大会や講習会等を実施するための経費となっております。

10ページの警防運営事務は、救助技術向上に向けた職員育成、救助装備品の整備等に関する経費となっております。

救急運営事務は、救急救命士育成、救急救命装備品の整備等に関する経費となっております。

次に、11ページの通信指令運営事務でございますが、119番通報を受ける通信指令の運営に係る経費で、通信機器のメンテナンスや通信費等に関する経費となっております。

ます。

次に12ページの4款1項2目 消防施設費は、消防施設事務に関する4つの事務からなっております。

まず、車両管理事務は、消防車、救急車等の合計64台（現有62台、新規2台）の維持管理、及び更新に関する経費となっております。主なものとしては、久原分署の新設に伴う高規格救急車と消防ポンプ自動車の合計2台を新規配置、また多良見分署の高規格救急自動車、高来分署の消防ポンプ自動車、諫早署の救助工作車と査察広報車のそれぞれ1台を更新する予定となっております。

13ページの資器材管理事務は、火災、救急救助等の業務遂行に必要な資器材の維持管理、新規購入に要する経費となっております。

14ページの施設管理事務は、各消防庁舎の維持管理のための修繕等に要する経費となっております。また27年度におきましては、諫早消防署の新庁舎への移転に伴い、現庁舎と福田町の訓練施設を解体する経費を計上いたしております。なお、解体後の敷地は、所有者である諫早市に速やかに返還することといたしております。

次の通信指令管理事務は、通信指令装置や無線機等の維持管理に要する経費となっております。

15ページの5款1項1目 公債費は、各消防庁舎整備、各種消防車両整備等に伴う起債の償還費となっております。なお、県央不燃物再生センター内の施設整備の伴う起債償還は、26年度で完済しております。

16ページの6款1項1目は、予備費でございます。

次に、26年度との対前年比較につきましては、議案第5号、資料1の1ページを御覧下さい。

先ほど御説明いたしました事務事業につきまして、経常的経費と臨時的経費に区分し、前年度との当初予算での比較をしております。

経常的経費で、2億3,962万円、8.9%の増、臨時的経費で、26億2,180万7千円、94.8%の減、合計23億8,218万7千円、43.6%の減となっております。

増減の主な要因についてでございますが、まず減の要因につきましては、臨時的経費の諫早消防署新庁舎建設、デジタル化整備、指令システム整備の各大型事業が完了したことが主なものとなっており、それ以外では経常的経費の車両整備事務における大村署の梯子車の更新が完了したことによるものとなっております。

次に増の要因でございますが、27年度は、諫早消防署新庁舎建設、デジタル化整備、指令システム整備の事業に伴う起債償還の開始に伴うものが主なもので、それ以外では、

久原分署の開設に伴う経費がございます。久原分署関連経費の主な内容としては、職員12名の増による人件費、高機規格救急車と消防ポンプ自動車の新規配備に関する経費、医療機構からの施設借上げ料またその施設維持経費となっております。

以上で、議案第5号についての説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜り、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

**○議長（村川喜信君）**

これより議案第5号に対する質疑に入りますが、本案は歳入、歳出、それぞれ区分して行い、歳入は全般、歳出については款別に行い、質問については、同一議員につき款別三回までとなっておりますので、御了承を願います。質疑の際はページ数をお示し願います。

まず、歳入全般に対する質疑に入ります。

第1款「分担金及び負担金」から第9款「組合債」まで、14ページから23ページまでであります。

（「なし」と言う者あり）

**○議長（村川喜信君）**

なければ次に、歳出に対する質疑に入ります。

第1款「議会費」、について、25ページであります。

（「なし」と言う者あり）

**○議長（村川喜信君）**

なければ次に、第2款「総務費」について、26ページから28ページまでであります。

（「なし」と言う者あり）

**○議長（村川喜信君）**

なければ次に、第3款「衛生費」について、29ページから30ページまでであります。

（「なし」と言う者あり）

**○議長（村川喜信君）**

なければ次に、第4款「消防費」について、31ページから35ページまでであります。

す。

### ○相浦喜代子君

まず、31ページの職員数で、資料1に記載されております再任用は10名と掲げられておりまして、この部分に関して質問したいと思います。

現在の4名から6名増えて10名、26年度は嘱託職員が1名いらっしゃいましたが、なしとなりました。嘱託職員1名がなしとなった部分は、どういう職務をされていた方がなしとなったのかという件と、今年度6名の方が退職をされますが、単純に4名プラス6名で10名となるのかという再任用に関する部分と、市民の方からの心配事として、再任用で入られている方の配置はどのようになるのかというご質問が寄せられました。

西諫早分署に関しますと、たまたま重なり出場されるとお一人だけ残るということもあったりする、今までは本庁が近かったため良かったけれども、本庁が遠くなるとどうい配置になるか不安という声があったりしたので、再任用の方の配置を今の御検討の中で分かる範囲でお知らせいただきたいことと、先ほど申し上げましたように定年退職6名ということですので、その方達が入られて10名ということになるのか、まったく違う形で採用をなさるのか。

それと採用につきましては、平成26年度が4名、平成27年度がプラス6名ということになるのですが、再任用の任期はどういう形で繋げていくのか、1年毎の契約更新で繋げていくのかお尋ねします。

### ○消防長（中島秀義君）

職員の再任用についての御質問でございますが、御承知のとおり定年退職した職員について無収入期間が発生しないように雇用と年金の接続が図られる必要があるため、昨年から再任用をいたしております。昨年は昭和28年生まれの4名ですが、有喜機関員派出所に勤務しており、今も勤務をしております。

本年10名ですが、有喜機関員の4名は変わりません。6名のうち1名は昨年退職をされた嘱託の1名です。嘱託員の現在の職務は通信指令室で新システムへの移行に伴う防火対象物、危険物等のデータを入力する作業をしております。この1名が今年度業務が完了しますので、来年度は再任用で雇用します。よって、昨年の4名と、この1名で5名です。今年度退職をする6名のうち私を除いた5名が再任用をいたします。

配置については、有喜の4名はそのままで、本部の通信指令課に3名、大村署の久原分署に2名と大村署の予防日勤に1名です。久原分署が開設ということで出来るだけべ

テラン職員を現場で応用が効くように配置したいということです。本部と諫早署と大村署のバランスをとっております。今後は小浜消防署への配置も考えていかなければいけないと考えております。再任用は1年更新です。更新時は各所属長から勤務状態がどうだったのか状況を聞きながら再任用を決めております。

基準としましては、個人の希望を聞きながら最大3年ということでございます。

### ○相浦喜代子君

ページは31ページからある訳ですが、資料が分かりやすいので、5号資料2の9ページをお開き頂きたいと思っております。9ページには様々な予防行事がございます。女性防火クラブについてですが、近年、地域での防火対策、災害対策ということで女性の力が見直されてきているところではございますが、自治会という形で分析しますと諫早市は全体の自治会数の29.9%、大村市は37.5%、雲仙市は9.6%。自治会で割ったら女性防火クラブはどの位の割合になるのかで出していますので、実際の数はわかりませんが、毎年啓発活動をされていると思っておりますが、数では少ないのではないかと思います。

平成26年度から27年度にかけてどれだけ実績を上げて繋げていこうとされているのか、一点目として内容をお尋ねします。

二点目は、諫早市の救急出動回数が5,087件ありますが、そのうちの1件を私が呼びました。通りすがりで事故に遭遇しまして、電話で住所と番地を教えてくださいと言われましたが、通りすがりなのでわからず時間が掛かってしまいました。このような場合、通信指令室で番地がわからなくても出動するようなシステムがなされているかどうかです。

最後に、資料の14ページ、予算書では34ページの4款ですが、現諫早消防庁舎の解体工事、福田訓練棟解体工事の予算が入っております。どのような日程で入っているのか、解体後の使用についてある程度決められているかどうかお尋ねします。

### ○消防長（中島秀義君）

まず女性防火クラブの件ですが、成り立ちの経緯を簡単に説明させていただきます。火を取り扱う主婦の防火意識を高めようということで、昭和60年頃に結成をいたしました。結成当初は毎晩町内を回っていたりしましたが、結成はしたものの、後の育成はどうなっているのかという問題がありまして、活発に活動をして頂いているクラブの方は今もしっかりと活動をされています。しかし、中には1回限りで、音沙汰がなくて文書を送付しても届いているのかも分からないような状況もございまして、一度、平成

11年に見直しをいたしました。

再調査を行い、現在、実際に活動をしているクラブで再結成をするという形をとりました。

活動の内容といたしましては、火災予防運動期間に近づきましたら、防災座談会を開いて下さいとか、夏場では救急の講習をしてください等がございます。

現在の活動は地区ごとに女性防火の集いや防火座談会の開催、連絡協議会の役員の研修会等をいたしております。

当初は結成をしたことで自己満足をしてしまって、各家庭が火の用心をしてくれるものと思っておりましたが、そうではなくて、私達も精力的に指導していかなければいけないと思っております。今後とも女性防火クラブの育成については地元のやる気を起こさせながら活動していかなければいけないと思っております。

次に通信指令課の救急出動体制ですが、新しいシステムで固定電話は位置情報が出ます。GPS付きの携帯電話はほぼ誤差が無く位置がわかります。

また、まったく分からない場所の場合は、近くの電柱を見ると番号を書いているので番号から特定できます。119番を掛けると、場所を尋ねなくても場所がわかるシステムに改善されているので、事故の状況に応じて出動出来る体制になっております。

解体工事については事務局から説明いたします。

## ○事務局長（北村雅史君）

119番の通報分でございますが、携帯会社の有料サービス業務で位置情報を貰えるということになっております。

電柱につきましても、九電との情報がございまして有料で電柱情報で位置が特定出来るなど、複数の情報を組み合わせながら早めに位置が確認出来る対応をしようとするのが今回の新たなシステムでございます。

次に解体関係のスケジュールでございますが、現在解体設計を行っておりまして、今年度中に設計業務を完了するつもりでおります。新年度早々に入札を行いまして、解体作業に入り、9月位までに解体が終わればということでの想定になっております。

解体後の用途の件でございますが、用地につきましては地元市からの提供になっておりまして、諫早署に関しましても諫早市からの提供になっておりますので、上物を撤去いたしまして更地にして、諫早市に直ちにお返しします。そこから先の跡地の処理に関しては、諫早市の方で御検討されると思っておりますので、組合としては具体的なことは存じ上げていない状況でございます。

○議長（村川喜信君）

質疑を保留し、しばらく休憩します。

午後4時40分 休憩

午後4時48分 再開

○議長（並川和則君）

休憩前に引き続き会議を開きます。質疑を続行します。

○相浦喜代子君

電柱、携帯会社のGPS機能につきましては有料ということですが、どのような契約内容になっているのか。又、更新時に新たな更新料を払うということで、平成27年度の予算には入っていないということで認識しているのかどうかと、消防団の報酬はそれぞれの行政機関でされます。女性防火クラブに関しては組合でする訳ですね。それでは自治会単位であれば、それぞれ行政の自治会担当の担当課と協議をされながら、啓発活動なり新しいクラブの発足に向けての活動をされているのかご質問します。

○事務局長（北村雅史君）

まず位置情報を知るためのデータ使用料の部分でございますが、九電柱につきましては今年度整備する中においてデータを頂いております。又更新についてですが、携帯電話と違いまして電柱の場合は大きな変動はないということで、毎年更新は考えておりません。数年に一度、状況をみて更新をすればということで27年度予算には計上いたしておりません。携帯電話につきましては、毎年使用料が発生いたしますので、通信指令課の運営業務費の中に計上させていただいております。

○消防長（中島秀義君）

女性防火クラブの結成のやり方ですが、諫早消防署と大村消防署ではやり方が違います。

諫早消防署のやり方を説明しますと、女性防火クラブの集いをする時に各クラブで町内会などに案内を出します。その文書の中に新たに女性防火クラブ受付を検討される自治会があれば連絡を下さいと入れておりまして、消防署単位で単独でやっております。市にお願いする場合もございます。

### ○松本正則君

新庁舎への移行をどういう形でされていくのかお聞きします。

### ○消防長（中島秀義君）

新庁舎への移行につきましては管理者からも失敗はできないのだからしっかりやるようにいわれております。

訓練日程を組みまして、今はシステムの取扱い説明を新庁舎と各消防署でしている状況です。10日に庁舎の移転が決まっておりますので、その手前までに総合的な訓練、システムを使って場所を特定し、状況を確認しながら指令を出す訓練、データを出す訓練を参考にして現場に出動している車両に情報を送る訓練などを一週間続けて、現場において切替えに支障が出ないようにする予定でございます。

### ○事務局長（北村雅史君）

加えまして、これまでの準備状況を御報告申し上げます。機械整備につきましては、ほぼ昨年末までに終わっております、1月からデジタル電波を出す状況になっております。実際に圏域内に車両を走らせて、受信状況を把握する。電波を受けにくい場所があるか無いか。送信局が複数ございますので、それぞれの電波の被りはどうなのか、その点を主にチェックしております。

飯盛地域はかなり電波が入りにくい状況でございますが、今回、前進基地局として飯盛地区に新たに送信所を設けましたので、これでカバーされて電波が入らないことは無くなってきましたが、反対に電波が入りすぎて被りがある部分に関しましては、いったん掴んだ場所から、他の送信所からの受信に切り替わることを低減する調整を加えながらやってきているところでございます。

マイクロ波は、大雨や大雪の際は障害が出やすいとも言われています。本組合でのこれまでの運用ではそのような実績はございませんが、通常想定していない部分も含めて調査をするよう指示もありますので、実機での実務訓練を1ヶ月程度掛けながら切り替える準備を整えようとしているところでございます。

### ○議長（村川喜信君）

ほかになければ次に、第5款「公債費」、第6款「予備費」について、36ページから37ページまでであります。

（「なし」と言う者あり）

**○議長（村川喜信君）**

なければ次に、第2条「地方債」、第3条「一時借入金」、第4条「歳出予算の流用」、第5条「組合経費の負担」について、1ページであります。

（「なし」と言う者あり）

**○議長（村川喜信君）**

なければこれをもって質疑を終結し、討論に入ります。

（「なし」と言う者あり）

**○議長（村川喜信君）**

なければこれをもって討論を終結し、採決いたします。

議案第五号「平成27年度県央地域広域市町村圏組合一般会計予算」については、原案どおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

**○議長（村川喜信君）**

御異議ありませんので、議案第5号は、原案どおり可決されました。

次に、日程第12、「組合行政に対する一般質問」に入ります。

この際、議長から特にお願ひいたします。発言時間については、申し合わせにより、答弁を除き20分以内に終わるよう御協力をお願いいたします。

なお、答弁につきましては、質問の趣旨を良くとらえ、簡明、的確に答弁をお願いいたします。

**○島田和憲君**

冒頭、管理者から総括説明の中で概ね説明があっている部分もありますけれども、通告に従い質問をさせていただきます。

救急隊の適正配置等の検討についてお伺ひいたします。救急につきましては、現在9台で運用されております。平成26年中は9,777件の救急依頼に対応されたところであり、本年4月からは大村消防署久原分署の運用開始となり10台になりさらに強化が図られたところであり、今後更なる市民サービス向上のため、増加する救急需要対策として出場件数の分散、均衡化を図るために救急車の配置の見直し、又は増隊等の必要がないか見解をお伺ひいたします。

次に医療機関との連携強化についてお尋ねをいたします。火災、救急、救助等の消防

活動におきましては現場到着時間がその成否を決めるといわれております。平成26年中における現場到着までの平均所要時間が10分、全国平均では8.5分、各地から医療機関等所要時間まで36.6分、全国平均では39.3分となっておりますが、時間短縮には医療機関との連携強化が欠かせませんが、今後の対応はいかがでしょうか。

次に救急車適正利用の状況についてお尋ねします。救急出場要請の中には軽症者の利用もあり、結果として緊急を要する重症者対応に遅延が生ずることも有り得ると思っております。限られた救急車両を運用する中で、救急要請を不必要にならないための啓発活動は強化する必要はないか、又脳卒中や心筋梗塞など、早急な治療を必要とする事案について、市民が迅速な救急要請を行えるような冊子の配布等による広報関係機関と連携して行う必要はないのか御見解をお尋ねいたします。

### ○管理者（宮本明雄君）

島田議員の御質問にお答えいたします。救急隊の適正配置についてでございます。

議員も御承知のとおり、県央消防は雲仙市の瑞穂町、国見町を除きます3市の区域の管轄をいたしております。

救急体制の現状といたしましては、諫早市で1消防署4分署の配置、大村市で1消防署1分署の配置、雲仙市で1消防署1分署の体制で業務を現在行っております。

4月1日からは大村市の久原分署の運用開始がなされますので大村消防署は1消防署2分署の配置となります。

119番通報を受けましてからの病院搬送までの所要時間でございますけれども、過去3年間の平均を採ってみますと35分ということになっております。比較的早い署で30分、これは西諫早分署、宮小路分署でございます。遅い所で49分、これは小浜消防署でございます。搬送の環境といたしましては、諫早市、大村市につきましては、第3次の医療機関が近隣に立地している恵まれた医療環境にありまして、道路網の整備も進んでいることから、全国平均から見ても比較的條件は良いものと思っております。

一方、雲仙市につきましては、医療機関からの距離的な問題や地理的条件等の関係で所要時間が若干長く掛かっている状況です。

この対応ですが、他の署、分署等からの救急車の支援や、ドクターヘリの活用を行っている状況でございます。今後とも医療機関との連携を含めまして検討していく課題ではないかと思っております。

先程から位置情報などで御質問、御質疑があっておりましたけれども、そういう部分でもスピードアップの効果は出てくるかなと思っておりますが、いずれにいたしましても医療機関等との連携を含めまして、適切に対応する必要があるものと思っております。

私からは以上でございまして、他の項目につきましては、消防長から答弁をいただきます。よろしく願いいたします。

## ○消防長（中島秀義君）

医療機関との連携強化についてでございます。

救急患者の受入拒否問題につきましては、特に都会では大きな問題になっているようでございます。県央県南地域の状況は、メディカルコントロール協議会という医療機関と消防が一体となって救急体制の充実に向けた場を通じて、日頃から連携を図っております。

消防署と医療機関との協議会について、諫早消防署管内においては、諫早医師会、救急業務協議会が年に1回、諫早総合病院地域医療支援病院運営委員会が年に4回、宮崎病院合同症例検討会を年に1回実施いたしております。大村消防署管内につきましては、大村市医師会連絡協議会年に1回、大村市民病院救急医療担当者連絡会年に1回実施いたしております。小浜消防署管内につきましては、南高医師会救急医療協議会を年に1回実施しております。

地域医療機関と救急医療について協議会を通じて協議をいたしまして、日頃から顔の見えるチーム医療を目指しております。

これとは別に月に1度の第3火曜日に救急隊の勉強会を、長崎医療センターの高山先生、愛野記念病院の前田先生、諫早記念病院、諫早総合病院、宮崎病院といった比較的大きな病院の先生方、看護師等のスタッフを交えた勉強会を開催いたしているものがございます。

このようなこともありまして、医療機関との理解も深く診療拒否は比較的小さい状況でございます。平成25年の医療機関の受入状況でございますが、重症患者937件につきまして1回の照会での受入が91%、2回めの受入が6.5%、3回以上での受入は1.5%という状況になり、ほとんど1回の照会で受け入れていただいております。

今後とも医療機関との連携のもと救急出動から医療機関到着までの対応につきましては、努力してまいりたいと考えております。

次に救急車適正利用の啓発についてですが、傷病者からの救急要請につきましては全国的な課題であります。私どもといたしましては119番が入ってまいりましたら、相手が重症者か軽症者か分かりづらいところもありますが、原則として要請があれば全て出て行く状況でございます。平成26年の県央消防統計によりますと、軽症と判断された救急搬送は約31%でございます。

平成23年度から毎年リーフレットとポスターを作成し、リーフレットは平成24年

度から構成市にお願いをいたしまして市報と一緒に各世帯に配布を行っております。ポスターにつきましては、公民館や集会所、各種の店舗や駅、自動車学校などに送付いたしております。又、救急講習会など市民の皆様と接する機会があるごとに、救急車の適正利用につきましてはお願いをしているところでございます。

又、リーフレットの裏面にこういう症状が見られたら、ためらわずに救急車を呼んでくださいという内容の記載もしております。胸が締め付けられるような苦しさがあった場合は、心筋梗塞が疑われる、体に力が入らなくなったり言葉がうまく喋れなくなった場合は、脳卒中が疑われますので、ためらわずに救急車を呼んでくださいというような内容のもので市民の皆様に配布いたしております。

それとは別に、各メディカルコントロール協議会の中に地域のメディカルコントロール協議会があります。長崎地域区分、県北区分、県央県南区分、壱岐、対馬、下五島、上五島の全部で7地域のメディカルコントロール協議会がございまして、ここで救急車の搬送マニュアルの基準を作っております、このこともあって比較的たらい回しは発生していないのが県央の状況でございます。

## ○島田和憲君

4月から久原分署が開所され消防力も基準からいくと上回る体制になってくるのかと思います。国の方も救急出場件数の予測を2023年といたしております。

県央地域広域市町村圏組合消防も発足から今年で44年経過をするわけですが、消防救急色々な形で整備強化をされているわけですが、救急需要は高齢化の進展と相まって今後も増えてくるのかと思っておりますので、長期的な視点の中で適正な配置、検討をお願い出来ればと思います。

最後に総括説明と重複いたしますけれども、管理者から御答弁を頂ければと思います。

## ○管理者（宮本明雄君）

団塊の世代が高齢化になるとそのあたりがピークになり、救急要請が多いのではないかとということが十分に予測できます。ピークを過ぎますと、また平準化されていく時期もきますので救急要請の状況等をみながら適切に判断していく必要があるのではないかと思います。

今年度から再任用という形を採用しておりますが、消防職員は危険な業務でございますので経験、身を守る術、知識が必要でございます。

救急も同じでございまして、そういった意味で再任用を今年度から始めまして、来年度もお願いをしておりますけれども、有効に能力を活かしながら過大な投資にならない

形を考えないといけないこともあります。その辺を勘案をしながら今後の消防行政にあたっていきたいと思っております。

**○議長（村川喜信君）**

これもちまして「組合行政に対する一般質問」を終結いたします。

以上もちまして、今期定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

今期定例会において議決されました案件につきましては、その条項、字句、数字、その他整理を要するものがありました場合、その整理を議長に委任されたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

**○議長（村川喜信君）**

御異議ありませんので、これらの整理を要するものにつきましては、議長に委任することに決定いたしました。

これをもって、平成27年第1回県央地域広域市町村圏組合定例会を閉会いたします。

**午後5時10分閉会**

以上、会議録を調製し署名する。

県央地域広域市町村圏組合議会

議

長

村川 喜信

会議録署名議員

林田 直記

会議録署名議員

林田 保